

墨田区特定法定外公共物等管理条例の制定理由について

道路法の適用を受ける区道（法定公共物）とは異なり、区有通路、その他道路、裏界通路及び公共溝きよは道路法の適用を受けないため、法定外公共物として管理しているが、墨田区有通路条例に基づく区有通路以外の3つの道路等は、その設置・管理の法的根拠に乏しい。

については、これら3つの道路等を一括して管理し、もって公共の福祉の増進に寄与するため、墨田区特定法定外公共物等管理条例を制定する。

現状			制定後	
種別	内容	管理上の課題等	種別	課題の改善等内容
その他道路	道路法の適用を受けないもののうち、もともと土地であり、道路形態であるもの。	<ul style="list-style-type: none"> • 明確な規定に基づいて各種処理を行う必要がある。 • 区域が不明確、かつ、建築基準法第42条第2項の道路であるところが多く、拡幅部分の権原の取扱いに注意を要する。 	管理通路	<ul style="list-style-type: none"> • 管理等の根拠規定ができることで、適切な処理が可能となる。 • 区域を定めて告示することで、公の施設としての範囲を明確にできるため、拡幅等について適正に対応できる。
裏界通路	道路法の適用を受けないもののうち、主に戦災復興の際に確保した避難路又はライフライン設置用の通路	<ul style="list-style-type: none"> • 明確な規定に基づいて各種処理を行う必要がある。 	管理通路	<ul style="list-style-type: none"> • 管理等の根拠規定ができることで、適切な処理が可能となる。
公共溝きよ	道路法の適用を受けないもののうち、主として、周辺住民等の排水を目的として作られた水路で、下水道整備に伴い埋め立てられたもの。	<ul style="list-style-type: none"> • 条例は、水が流れている頃の規定のままであるが、現状はほぼ埋め立てられており、道路と表面的な違いがない。 • 現行条例には、溝きよの設置及び廃止に関する規定がない。 	管理通路 又は 管理水路	<ul style="list-style-type: none"> • 現状に即した規定となることで、適切な処理が可能となる。 • 現行条例は廃止する。